

本通知は必ず、団内の指導者、保護者間で共有願います。

坂教生第 374 号
令和 3 年 9 月 8 日

単位スポーツ少年団代表者 各位

坂井市教育委員会 教育長 川元利夫 (公印略)
坂井市スポーツ少年団 本部長 長船信弘 (公印略)

【緊急】スポーツ少年団活動の当面の活動休止について

この度、市内児童の感染が相次いだことで、スポーツ少年団活動による感染の増加が危惧され、学校運営にも支障を来す事態となっています。

よって、急で申し訳ありませんが、スポーツ少年団活動については、当面休止としますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、今後、感染の状況や県の警戒レベル等を踏まえて対応を見直す場合には、あらためて通知いたします。

記

1 期間 9月8日(水)より当面とします。

2 対応の内容

①通常の活動(練習)は休止

よって、坂井地区(坂井市・あわら市)内での試合・合同練習もできません。

②休止中での公式戦の参加と活動について

公式戦を2週間以内に予定している場合は活動と公式戦への参加を可とするが、今回の措置の趣旨を十分に踏まえ、次についてご留意ください、

- ・まずは主催者側公式戦の延期や中止について検討すること。
- ・公式戦を理由として活動を実施する場合は、下記のスポーツ少年団事務局(スポーツ協会内)に大会内容(要項)について説明のこと。
- ・団員の参加については本人と保護者の判断を尊重すること。

【お問い合わせ】

坂井市教育委員会 生涯学習スポーツ課

電話 50-3162(直通)

メール gakusyu@city.fukui-sakai.lg.jp

坂井市スポーツ協会

電話 68-0123(直通)